R6.9.26　議会運営委員会

今城委員長　ただいまから、議会運営委員会を開く。
明神委員が所用のため欠席しており、代わりの委員外議員として弘田議員の出席を求めているので、御了承願う。
本日は、一問一答の発言順序等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

１．質疑並びに一般質問（一問一答）について

（１）各会派の発言者数及び発言時間

今城委員長　初めに、各会派の発言者数及び発言時間についてである。
１ページの資料１に記載のとおり、自由民主党が７人で305分、日本共産党が３人で95分、一燈立志の会が２人で65分、県民の会が２人で65分、公明党が１人で50分、自由の風が１人で20分との届出があったので、御了承願う。

（了　　承）

（２）質問者の発言順序等

今城委員長　次に、質問者の発言順序等についてである。
発言順序については、２ページの資料２、日程案を御覧願う。
申合せでは、原則として会派の所属議員数の多い順とし、一巡後は、一会派に片寄らないようにするとのことであるので、
10月２日水曜日の午前中は、自由民主党、日本共産党、一燈立志の会
午後は、県民の会、公明党、自由の風、自由民主党、
日本共産党、一燈立志の会
10月３日木曜日の午前中は、県民の会、自由民主党、日本共産党
午後は、自由民主党、自由民主党、自由民主党、自由民主党
の順序にしてはと思うが、いかがか。

（異議なし）

今城委員長　それでは、さよう決する。
審議時間については、10月２日は５時間５分、10月３日は４時間55分、また休憩は議長の判断で適当な時期に取ることで、御異議ないか。

（異議なし）

今城委員長　それでは、さよう決する。

（３）発言時間等

今城委員長　次に、発言時間等についてである。
各議員の持ち時間の範囲内で答弁も含めて終わるように、また発言者は議長の許可を得た後、発言するということで、御協力願う。
以上、ここまでが一問一答についてである。

２．その他

（１）意見書・決議案の提出期限

今城委員長　次に、その他についてである。
まず、意見書・決議案の提出期限についてであるが、会派提出の意見書・決議案がある場合は、一括質問最終日10月１日火曜日の本会議終了後、１時間以内に事務

局に提出されるよう、御協力願う。

（２）その他

今城委員長　ほかに、その他で何かないか。

（な　　し）

今城委員長　それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、10月３日木曜日午前９時から開催することとする。
協議事項は、議案の付託及び意見書・決議案の送付先等についてである。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

（異議なし）

今城委員長　それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。